

議会だより

№36号

発行・編集
東成瀬村議会
議会事務局
電話 2332番
印刷
(株) 増田印刷所



それ—

頑張れ

入梅一休みの晴天に
東成瀬小学校の運動
会が行なわれ、6月
定例議会に招集の皆
さん、小学校1年生
に縄引きの挑戦を受
けて!!

6月定例議会開く

村議会6月定例会は6月18日招集され会期は3日間と決定し、招集日の村長行政から始まったこの定例会は20日に一般質問が行なわれ活発な意見の中にも慎重な審議がなされました

第3回定例議会のあらまし

議案番号	議案名	審議結果
報告第1号	東成瀬村税条例の一部を改正する条例について	原案承認
〃第2号	昭和55年度東成瀬村一般会計補正予算(第8号)について	〃
〃第3号	昭和55年度東成瀬村継続費繰越計算書について	〃
〃第4号	昭和55年度東成瀬村繰越明計費繰越計算書について	〃
議案第26号	東成瀬村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
〃第27号	特別職の職員で常勤のもの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
〃第28号	教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	〃
〃第29号	東成瀬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃
〃第30号	昭和56年度東成瀬村一般会計補正予算(第1号)について	〃
〃第31号	昭和56年度東成瀬村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について	〃
〃第32号	昭和56年度東成瀬村国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第1号)について	〃
〃第33号	昭和56年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算(第1号)について	〃
〃第34号	東成瀬村村営土地改良事業(団体営かんがい排水)岩井川地区の施工について	〃
〃第35号	東成瀬村村営土地改良事業(ほ場整備)田子内地区の施工について	〃
〃第36号	東成瀬村村営土地改良事業(ほ場整備)村中地区の施工について	〃
〃第37号	東成瀬村村営土地改良事業(ほ場整備)椿川地区施工について	〃
〃第38号	東成瀬村村営土地改良事業(ほ場整備)間木地区施工について	〃
〃第39号	東成瀬村椿川地区テレビ共同視聴施設工事分担金徴収条例等を廃止する条例について	〃
〃第40号	東成瀬村村道の一部廃止について	継続審議
〃第41号	旧軍人軍属恩給欠格者に対する恩給法等の改善に関する意見書の提出について	原案可決

村長行政報告



水田対策生産調整は、現在のところ本村においては百十六パーセントと見込みです。

本年度の各課の事業は五十で、そのうち発注済が二十、内百パーセント達成が十五でございます。六月までに発注見込みが十五、七日までが十、この他は十月までかかって全部発注したいと思っております。

国県の直接的な事業は十六ございます。内訳は、国道三四二号線関係では、田子内地区の改良工事が一千百万円、須川地区が五千万円、橋りょう架替工事合居橋、一億二千万円、住田線の舗装三千三百万円、河川改良、大沢川四千万円、地すべり防止工事六千三百万円、砂防えん堤工事、菅ノ又沢川五千七百六十万円、上野沢川六千八百四十万円、団体管かん排事業倉沢、継続で一千万円、農道整備滝ノ沢一千九百万円、治山事業、合居沢五千三百万円、キトメ沢一千五百万円、松ヶ沢一千六百万円、岩ノ目沢一千二百円、予防工事、猿橋沢一千万円、なだれ防止林の造成事業九千万円、全額金のトータルは五億八千七百万円でございます。

国土調査は、十三年計画で今年から始めることにし、一部の航空調査ということで発注済です。農集電話等で不便をかけておりました東南部の部落のダイヤル化ということ、十一月末完工予定で工事中です。

宿願の行政改革は、総論賛成各論反対の空気が強く、米価の据置きとか、補助金削減等、直接本村にも影響の及ぶことが懸念されます。また国外においては、中国の新体制、中近東の緊迫した政情、日米防衛関係等、文字どおり困迷不安、不確定の年になりつつあるやに見えます。この時に当って、村行政では、将来を展望しながら当初予算に組まれた今年度の予算を着実適正に施行するのが最大指針と思っております。

大変不便をおかけしておりました八方手を尽して医者がしがしを続けてまいりました。先日、県の医療課事務から、秋田県に勤務したいというお医者さんが北海道というところの関係を受けてまして、また十二日には本人が来村され、この村は気に入ったのでぜひ来たいということでした。大事なことなので国保運営委員会、また議会の意向を聞いて返事をしたいと思っておりますので、できれば最も早い時間に協議会等開いて、医師招へいの可否を決めて頂きたいと思っております。

グム関係は、本年に入って二本のボーリングが完了し、今三本目にとりかかろうとしています。

村勢要覧は始と印刷が仕上がりました。近く配布予定でございます。なお、村広報は間もなく二百号を突破するわけでございますが二百号を記念しまして、ぜひ縮冊版を作りたいと思っております。

財政調整基金は、今回も切りくずし、一般会計九百万円、国保関係が四千四百九十万円、簡水は九十四万七千円、土地開発基金現金の部一千百三十六万九千円となっております。

皆んなで覚えよう

議会の知識

議員定数

◎市町村の議会の議員の定数は地方自治法第九十一条に人口段階によつて次のように定められています。

- ▲人口二千未満 十二人
- ▲二千人以上五千未満 十六人
- ▲五千人以上二万人未満 二十二人
- ▲二万人以上五万人未満 二十六人
- ▲五万人未満の市及び二万人以上の町村三十人
- ▲五万人以上十五万未満の市三十六人（以下省略）

◎これに用いる人口とは実際の人口でなく最近の国勢調査によるものとされており。

◎当村の昭和五十五年国勢調査による人口は四〇一人でありまして、二千人以上五千人未満の段階で十六人が法定数になりました。

◎定数改正は（条例で特に減少）出来るものとされています。

改正出来るのは（一般選挙の場合でなければ）出来ないこととされています。

◎議員の減少条例は議会と市町村長何れにも発案権はあるが市町村長が提案したが議会が成立しないので市町村長が地方自治法百七十九条の規定により専断処分することは出来ないものと解する。

主な議案の

概要

56年度予算

一般会計15億9,991万3千円に

- ◎議案26号 東成瀬村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
議長 月額一〇七,〇〇〇円を
副議長 月額九五,〇〇〇円を
議員 月額九〇,〇〇〇円を
一〇〇,〇〇〇円
- ◎議案27号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正
村長 月額三五〇,〇〇〇円を
四五〇,〇〇〇円
助役 月額三七,〇〇〇円を
三七〇,〇〇〇円

収入役 月額三二〇,〇〇〇円を
三五〇,〇〇〇円

- ◎議案28号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正
月額二七六,〇〇〇円を
三二〇,〇〇〇円

- ◎議案29号 東成瀬村国民健康保険税条例の一部を改正
課税限度額「二十四万円」を
「二十六万円」に所得割に対する税率「百分の四・六」を「百分の四・二」に資産割に対する税率「百分の三十一・二」を「百分の二十九・二」に被保険者均等割額「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に世帯平等割額「四、三〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改められたほか低所得者層に対する減税措置として均等割額及び平等割額の六割または四割相当額の軽減措置がなされた。

- ◎議案30号 昭和五十六年度一般会計補正予算(第一号)
今回の補正額は三千五百九十一万三千円で議員、特別職の報酬の改正による引上と農業施設災害復旧事業費(大柳地区外十ヶ所)、消防分署改修工事費、簡易水道特別会計繰出金、田子内山ゆり保育園、園長の報酬等が主な歳出予算の内容である。

- ◎議案31号 東成瀬村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第一号)
今回の補正額は三十四万円で職員の変動による給与・職員手

当の追加である。

- ◎議案32号 東成瀬村国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第一号)
今回の補正額二万四千円で診療所医薬用機械修繕備品購入費等の追加であります。

- ◎議案33号 昭和五十六年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算(第一号)
補正額は三百十万円で岩井川簡易水道本管移設工事費、岩井川簡易水道竣工式経費、修理人夫賃金等の補正である。

- ◎議案40号 東成瀬村村道の一部廃止について
継続審議に決定

専決処分

55年度予算

一般会計16億3,087万9千円に

- ◎報告第一号 東成瀬村税条例の一部を改正する条例について
- ◎報告第二号 昭和五十五年東成瀬村一般会計補正予算(第八号)について
- ◎報告第三号 昭和五十五年東成瀬村継続費繰越計算書について
- ◎報告第四号 昭和五十五年東成瀬村繰越明許費繰越計算書について

一般質問

六月定例議会の一般質問は本会議最終日の六月二十日に質問者一名後藤作議員により「福祉医療について。」
①村道の用地について。②長期構想計画について。質問された。

福祉医療

について

問―県では、老人や乳幼児の医療費を所得制限による有料化をしようとして各町村にその指導を強めているようですが、二・三の市町村では、現行制度を続けるという

福祉医療を守るものだと思いますが、
か。なものが。
もし現行制度の継続、あるいは当分延期がだめだとするならば、最小限度のところ、退職金、讓渡所得、あるいは、国道つぶれ地の補償金などの一時所得だけは除外すべきだと考えますがいかがですか。



▲ 質問の後藤作議員

いとも言われております。その無駄の根源の一部に無料化というふうなことも言われているわけですが、これはイメージチェンジという意味からして、応能負担の原則というものはまちがっていないと思っております。

村道の用地 について

問― 田子内農協裏の村道改良を

村長― 金栗六十九市町村の内、県の方向と足並みをそろえるというのが六十三市町村と聞いております。従前どおりとはつきり態度を示しているが、その意味は町村によつて違ふと思います。その背後にはお家の事情が多分にあるのではないかと思います。

財源の不足などところに全てがゼロという答えは出てこないのではないかと思います。全部の人が高負担をするのではなくて、金持ちの人は金持ちなりにたくさん税金を納めた姿において、こういうふうなことが実施されるのではないかと思います。

最小限度、一時所得は除外するようにということに対し、この席において即答はできません。これから町村会等で討議されると思いますのでその過程で考えてみたいと思います。

再問― 財源は限りあるもので何か何までゼロというわけにはい

ないだろうというお話ですが、県では東北電力の能代火力発電所の灰の捨て場所を作つてやるということも出てきているわけですが、そういうお金は使う必要がないのではないかと思うわけです。また村においても今回の特別職の報酬の大幅な引き上げの仕方があつてしかるべきだと思つております。

弱者を切り捨てるようなことではなくして進んでいかなれないものかと思うが、この財源対策、県・村等のあり方が、それで正しいのかどうかお伺いしたいと思います。

村長― 県では、県民の代表の議会の議決を経てやつたので、民主的にそういう施策をしたのではないかと思います。

所得制限をすることによつて大幅な財源が出てこないとも言つております。それから国を通じて何兆円という医療関係の経費が出ていて、それはひじょうに無駄が多

調査を今後進めていきたいと思つます。

再問― 旧伊達堰用地を宅地として使われているように見受けられるが、それをどのように現時点で建設課長は受けとめているかということをお伺いしたいと思います。

建設課長― 一部そのように使用されているのではないかと、私も同感に思つております。ただ思うだけではうまくないので、部落の皆さんからそういったことも聞きながら調査を進めていきたいと思つています。

長期構想 計画は

問― 市町村に対し発展長期構想を指導しているように聞いております。村ではそれにどのように対応しているかと思つています。

村の長期発展構想を作ること、これは大変結構なことだと思いますが各層各階のご意見を広く求め住民本意の立場で練り上げる大変な仕事だわけです。差し当り過疎計画をもつてこれに当てようとしているのかを伺いたいと思つています。村長― 村では、昭和四十七年において、六十年までを見通した総合開発基本構想を作成しておる訳ですが、それを土台として五十五年には、五十九年までの五ヶ年間に

**あなたも議会を
傍聴してみませんか。**

◎この次定例議会は9月になります。

一期とした過疎振興計画のもとに事業推進してきたわけですが、過疎振興計画があるからこれでよいというのではなく、今後変わり方の激しい社会情勢をみながら対処していきたいと思つております。勿論、国県の指導も受けまますし、現在の過疎振興計画の終わる五十九年には新しい振興計画を打ち出すと伴に三期山振指定などを受けてなるべく条件の有利な方法で事業を推進していきたいと思つております。基盤的なものは一応やりましたので、より高次のなものを目指してやりたいと思つております。

請 願

(六月定例会)

請 願

□請願第2号、旧軍人軍属恩給欠格者の処遇に関する請願

(要旨)勤務年限不足により旧軍人恩給法適用されない不平等を改善し軍歴年限に応じた加算年金の改定及び厚生年金、国民年金の算入等の措置を講ずるよう政府関係機関に意見書を提出していただきたい。

(請願者)旧軍人軍属恩給欠格者 東成瀬支部長、高橋貞治郎

(紹介議員)佐藤長治郎、佐々木二郎、佐々木雄治郎

□請願第3号、昭和五十六年産米政府買入価格の大巾引上げに関する請願

(要旨)米作を中心とした秋田県農業を守り発展させるためには諸物価の値上りと労働賃金の上昇に見合った生産者米価を実現しなければ農民のくらしと農家の経営を守ることはできません。五十六年度生産者米価決定の時期にあたり

関係機関に要請していただきたい。(請願者)秋田県米価対策共闘会議、議長 鈴木 清

(紹介議員)後藤 作

□請願第4号、日本農業再建食糧自給率向上のための食糧制度拡充を求める請願

(要旨)日本の穀物自給率は三十三%でしかなく世界第一位の穀物輸入国であるため石油ショックと同様穀物ショックがおれば大変な事態を招くことは必至であります総理府の発表した世論調査によれば食糧は「輸入でもよい」とする人は十六%にすぎず「できるだけ

陳 情

自給、自足すべきだと七十五%の人が答え国内自給率の向上を望んでいます。

これまで、農業に必要な土地、人、水を減らし続けてきた政策を転換させ、今こそ日本農業を再建し、食糧自給率の向上をはかり、国民に安定的供給を行うために食糧の拡充強化を計らなければなりません。

そのためすみやかにこのことについて措置されるよう要請します。(請願者)湯沢雄勝地方労働組合 協議会、議長 伊藤 光邦

(紹介議員)佐々木喜代松



陳 情

□陳情第4号、村工事は地元業者、工事の早期発注について

(要旨)地元業者と致しましても従業者共々技術の向上に努めておるところであります。又従業者においても村内雇用がほとんどで地元住民の職場として定着しております。

村当局としても財政面等事情も有り容易でないと存じますが特に此の時期工事が少なく苦慮しておるところであり村内工事の発注を早めていただきたく存じます。村当局においてもその旨ご理解をいただき特段の御配慮と御指導を賜りますよう陳情申し上げます。

東成瀬村商工会 会長伊藤誠也

□陳情第5号、揚水施設改修工事助成について

(要旨)この度揚水施設の検査を受けましたところ至急改善しなければ使用不能の宣告を受けました。経常費の負担増等で当土地改良区独自の改修工事を行う事は到底不可能であります。

事情お済み取りの上村当局からの助成金を交付下さるよう陳情申し上げます。

榑川土地改良区、理事長佐々木 勇治

□陳情第6号、昭和五十六年産米の政府買入価格等に関する

(要旨)全国の稲作農家は第二期対策等厳しい条件の中で真剣に取り組んでいるところであり、

しかしながら農業生産諸資材の激しい高騰による生産コストの大幅な増高に加えて五十五年においては近年まれにみる大冷災害により農業所得が激減し農家生活はかつてない苦境に追いこまれています。よって政府がかかる実情を十分配慮し昭和五十六年産米の政府買入価格については生産費および所得補償方式により引き上げるようその実現方につき、尽力下さるよう陳情致します。

東成瀬村農業協同組合 組合長理事 高橋東美

東成瀬村農協米穀対策本部 本部長 高橋東美

秋田県農業協同組合中央会 会長 土肥大四郎

秋田県農業団体米穀対策本部 本部長 土肥大四郎

□陳情第7号、昭和五十六年産米の政府買入価格等に関する

(要旨)陳情6号と同じ

東成瀬村農協青年部 部長 柳 一雄

秋田県農協青年部協議会 委員長 佐々木元一

会長 柴田美津

【陳情第8号 国民生活に必要な制度と地方財政への補助金 交付金削減、一括改悪をやめ、自主的な行財政改革によって福祉教育、地方財政などの充実を国にもとめる。

(要旨) 社会保障や教育、公営住宅、公共料金など国民生活に必要な制度への補助金は削減、一括改悪をせずに補助金をふやし制度を大巾に改善すること。又地方交付税交付率は引上げ、すべての公共団体に交付し補助金、交付金のしくみを改善すること、諸制度や行財政をめぐる国と地方自治体の事務、財政、権限などは地方自治を拡充する方向で民主的に改善すること。

秋田県生活と健康を守る会連合会、会長 村井 英夫

六月定例村議会には請願が三件と陳情が五件が提出されて審議の決果全請願、全陳情が採択と決定となりました。

意見書 を可決

旧軍人、軍属恩給資格者に対する恩給法等の改善に関する意見書

この議案は議員提案のもので上記の意見書を内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣、総理府総務長官、衆議院議長、参議院議長に提出することにしたものです。

戦後三十有余年を経過したわが国は文化国家を樹立し経済的に急速な発展をとげ国民生活も向上し社会保障制度も年と共に充実されてきた。

しかし戦時下にあつて国のため召集された旧軍人軍属に対する補償が恩給法によって措置されているところであるが、これらに該当しない恩給資格者に対する救済が十分なされていないことは誠に遺憾である。

よつて政府は旧軍人軍属等に対する恩給等について、次の改善措置を講じられるよう強く要望する。

記

一、旧軍人、軍属等の在職年に算入する加算年の改定。

二、旧軍人、軍属等在職年の厚生年金、国民年金への算入。

以上地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十六年六月二十二日

秋田県雄勝郡東成瀬村議会

議長 伊藤誠也

内閣総理大臣 鈴木善幸殿

大蔵大臣 渡辺 美智雄殿

厚生大臣 村山 達雄殿

総理府総務長官 中山太郎殿

衆議院議長 福田 一殿

参議院議長 徳永 正利殿

村内視察で 実態を把握

実態を把握

村の実態を把握し行政に反映させるべく六月四、五日の二日間

わたり村内を視察した。

田子内部落

※ 高橋マツエ宅より佐々木勇治宅前までの道路改良

※ 伊達堰水門の改良
水門を国道側に移設することは除雪等の障害になるため橋台に雪が附着しないよう角をコンクリートで埋めこんで処置したい。

※ 北方地内融雪側溝及び田子内平良線拡巾改良
部落側及び関係課と用地予算関係

下田部落

※ 天神林より下田まで農道舗装
農道の場合の分担金、村道の場合の起債等について、検討上有利な方法で検討したい。

※ ガンケイ山地すべり対策
県林務課に要望する。

※ 大塚より大橋場まで側溝改良
県雄勝土木事務所に要望する。



草の台部落で説明を聞く

について協議のうえ検討する。

※ 村道一の沢線改良

林道に編入したうえ東単補助林道として改良計画をしている。

平良部落

※ 滝ノ沢平良線謙一郎宅より改良済区間までの改良

良

用地買収に着手している。

※ 平良精一宅より佐藤栄一宅までの用水路改修

受益者二十%負担の原材料支給で対応したい。

者沢部落

※ 土谷源治宅より平良正治宅前まで舗装

本年度平良より狼橋まで舗装工事を行うのでその時施工する。

※ 村道空掘地内側溝整備部路側と協議して検討する。

入道部落

※ 栗の木坂の勾配修正
現地調査の上検討する。

※ 入道分校經由入道線改良

三ツ又から入道間国道編入よりはずれたのでこれに対する県の対処等確認しながら対処していきたい。

大柳部落

※ 大柳用水路改修

農業用施設災害で年次的に対応したい。

※ 旧道舗装

人家地帯は舗装だけでなく冬期除雪と併せて計画する必要があると思つては拉巾改良の線で検討している。

草ノ台部落

※ ワサビ沢橋架設

上流に砂防エンテイ構築を要望しそれを併せて整備する考えで有る

菅ノ台部落

※ 菅ノ台用水路の改修

現物支給し部落協力で整備する計画

※ 逆川中森用水路の改修

農業用施設災害か小規模土地改良事業で対応するか検討のうえ処置したい、尚事業採択前に緊急に手当を要する場合は原材料支給で対応する。

※ 旧県道の整備
五ヶ年計画で検討する。

松山台部落

※ 吊橋の新設

見積を取り寄せて検討し対処する

議長視察記

村議会の村内視察を、六月四日と五日の両日、行いました。

五年毎を一期間として、過疎地域の振興計画が(此の度はS五十五年度一五十九年度迄)国の定めによって立案されており、その中に、交通通信体系、教育、生活環境施設、医療、産業等、全体に渡り、その整備振興の計画がなされており、それを年次毎に事業を行うように決められております。決められた事であれば、年度毎に計画通り行われる事が、最も望ましい事では有るが、さまざまな要因によつて、計画通り進まない場合もあり、それは何故かと議会として、調査の必要もあります。又一方、それぞれの地域の方々と、交り意見を直接伺い何を望み何を求めているかを知り、目で確かめて村全体が均衡のとれは行政が推進されておるかも視なければならぬと、視察して見たい。

部落からの要望事項については執行側から回答を得ておりますが議会としても充分協議致しまして、実現のため努力致す所存ではあります。すでにご存知の通り国の財政見直し、大きく取りあげられており、当村のように財源に乏しい地域は、今後益々厳しくなるものと予測されます。人の心理は、誰れもがより以上のものを望み求めるものではあるが、何でも行政ではやり切れない時がくるかと考えられますので、地域の理解と協力を保られるよう一層の努力をします。

事務局

日誌より

- 4月4日 増田警察署長、増田高校校長歓迎委員会
- 4月13日 十文字学生寮、入寮式
- 4月16日 猿橋竣工式
- 4月18日 増田高校東成瀬分校振興会
- 4月22日 増田地区交通指導隊連絡協議会
- 4月27日 東成瀬村農協総会
- 5月8日 東成瀬村商工会総会
- 5月9日 東成瀬村森林組合総会
- 5月19・22日 広域し尿処理施設進地視察
- 5月23日 短角牛牧場開き
- 5月25日 横手住田線国道昇格期成同盟会総会
- 5月29日 郡議長会、郡三者会議

- 6月1日 休日夜間急患診療所竣工式
- 6月4・5日 村内視察
- 6月6・7日 栗駒山、山開き
- 6月10日 長倉の牧場開き
- 6月17日 地方部長との懇談会
- 6月18日 六月定例議会招集日
- 6月20日 閉会
- 6月26日 新秋田空港開港式
- 6月27日 全員協議会

